平成２６年　４月吉日

茨城県トライアスロン協会

会員・審判員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県トライアスロン協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　岡田　広

**日本トライアスロン連合公認審判員講習会・学習会について**

　桜花の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、トライアスロンの普及と振興のための力強いご協力を下さいまして心から感謝を申し上げております。

　表記の件、下記の日程で開催いたしたく思いますので、奮ってご参加を下さいますようお願い申し上げます。

記

１、日　　時　　平成２６年４月２６日（土）　８時５０分に集合して下さい。

２、場　　所　　茨城県潮来市立大生原公民館（地図参照）

　　　　　　　　ＴＥＬ　０２９９－６７－５８９８

３、内容、時間割

第２種・３種講習会（9：00～12：00）受講義務

第３種講習効果測定（13：00～14：00）

第２種更新講習会・研究発表（13：00～14：00）

４、受講料等

　　　　　　※受講料及び登録料

第３種新規：受講・登録料　２，０００円

　　　　　　　　第３種更新：受講・登録料　１，０００円

第２種新規：受講・登録料　４，０００円

　　　　　　　　第２種更新：受講・登録料　２，０００円

５，参考資料

　　　　　　　　ＪＴＵ審判制度（改定発表）

**審判講習会参加申込書　　　　　　　　　　申込締切　４月２１日（月）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 電話番号 | 会員番号 |
|  | 〒 |  |  |

**ＦＡＸ　０２９９－６６－６５８０**

メールアドレス　[ibaraki-triathlon@aria.ocn.ne.jp](mailto:ibaraki-triathlon@aria.ocn.ne.jp)

公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）審判資格制度の改定（発表）

　＊2013年度第5回理事会（2014年3月22日）承認

基本事項：

１）審判員の管理と育成を加盟団体に委託している。これにより、認定料・更新料ともに受講者の所属する加盟団体（以下、所属団体）が受け取り、JTUへの納入は免除する。

２）第3種と第2種は、加盟団体が任意に講習会を主催（以下、主催団体）する。

　　認定は、所属団体が行う。第1種は現行規定による。

[１] JTU第３種公認審判員資格（新規）

１）講習内容：講習会2時間以上。

２）受講資格：受講翌年度4月1日に18歳以上のJTU会員（審判のみ登録可）。

　　受講者は、所属団体の事前承認を得て参加する。

３）実施手順：主催団体が実施概要を公示する。主催団体の実施報告を受けた所属団体は「審判員名・性別・取得年月日、会場」を公示する。

４）審判資格証：所属団体が、主催団体からの報告を受け、電子データ版で発行する。

主催団体が、所属団体の委任を受けて発行することを可とする。

５）有効期間： 実施・認定後に即刻有効とする。有効期限は4年間とする。

[２] JTU第２種公認審判員資格（新規）

１）講習内容：講習会3時間以上、大会審判・技術関連経験を評価。

２）受講資格：第3種資格者で2年以上の審判実績を有する者。活動実績（年間2大会

以上）を評価し、特例を設けることができる。

３）以下、前述 [１]の４）５）と同様とする。

[３] JTU第１種公認審判員資格（新規と更新）

　　現状規定を適用する。

<http://www.jtu.or.jp/news/2011/111212-4.html>

<http://www.jtu.or.jp/news/2013/130108-2.html>

[４] ITUテクニカルオフィシャル（新規）

１）申請資格：JTU第2種審判資格者（十分な英語力）で、ITUテクニカルオフィシャル・レベル1及び同レベル2を受講できる。

２）レベル1は、JTU審判資格者で英語能力に秀でた者を優先的に推薦する。

　以上、詳細はITU基準による。

[５] 更新の基本

１）4年に一度、事務レベルでの更新手続き（更新料の支払い、他）を行う。

２）第3種から順次次の種別を取得することを奨励するが、基本は4年に一度、講習会参加により更新を受ける。この間の審判・関連活動、講習会出席、報告提出などを評価し講習会出席に代替えすることができる。

[６] 新規認定料と更新料（4年に一度）

第３種：認定料 1,000円、更新料1,000円（受験/受講料 1,000円基本）

第２種：認定料 2,000円、更新料2,000円（受験/受講料 2,000円基本）

第１種：認定料 3,000円、更新料3,000円（更新研修料：実費）

＊認定料・更新料＝受験者の所属団体に納入。

＊受験/受講料（会場経費等により減額可）＝講習会の主催団体に納入

＜参考：2013年度迄のデータ＞　JTU公認審判員資格の認定料等一覧と扱い

<http://www.jtu.or.jp/news/2010/100406-2.html>

第３種：認定料 2,000円、更新料2,000円（受験/受講料 3,000円基本）

第２種：認定料 3,000円、更新料3,000円（受験/受講料 5,000円基本）

第１種：認定料 5,000円、更新料5,000円（更新研修料：実費）